

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条に基づく
事前了解願いの取扱いについて（案）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条の規定に基づき、中国電力株式会社が平成25年11月21日付け電原総第21号で県に対して提出した事前了解願いについては、12月7日に開催された県の安全対策協議会や原子力安全顧問の方々などの意見を踏まえ、下記の通り取り扱いたいと考えている。

1 事前了解願いに対する二段階の了解

- (1) 中国電力が原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請することについては、今回、了解する。
- (2) 安全協定第6条の最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見を聴いて、総合的に判断する。
- (3) 今回の原子力規制委員会への申請の了解に当たっては、中国電力に対しては（別紙1）、原子力規制委員会に対しては（別紙2）の諸事項を要請するものとする。

2 周辺自治体との関係

- (1) 今後、周辺自治体と締結した覚書に基づき提出された意見は、県の回答書などに添付し、中国電力及び原子力規制委員会に伝える。
- (2) したがって、中国電力への回答は、全ての周辺自治体の意見が出揃った後になる。

(別紙1) 中国電力株式会社への申入れ

- 1 (1)原子力規制委員会の適合性確認審査の状況 及び (2)審査により必要となった変更・追加の対策 については、県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
- 2 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
- 3 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
- 4 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
- 5 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不斷の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- 6 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
- 7 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別紙2) 原子力規制委員会への申入れ

- 1 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格な審査を行うこと。
- 2 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査すること。
- 3 フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行うこと。
- 4 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行うこと。
- 5 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映すること。
- 6 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行うこと。
- 7 原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援すること。

(写)

電原総第21号
平成25年11月21日

島根県知事
溝口善兵衛様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準 に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規制基準）が本年7月8日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所2号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（平成18年2月2日付）第6条の規定に基づくご了解を賜りたく、原子炉設置変更許可申請書および概要書を添えて申し入れます。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不斷に追求し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所2号機）

(写)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」
に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考え方をよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考え方を届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 出雲市長 長岡秀人

安来市長 近藤宏樹

雲南市長 速水雄一

(写)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

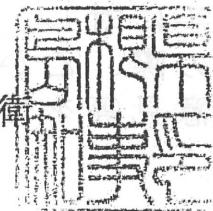
記

- 1 甲は、乙及び丙の考え方をよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考え方を届けるものとする。

その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

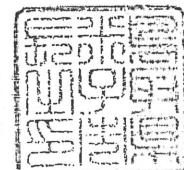
甲 島根県知事 溝口善兵衛



乙 鳥取県知事 平井伸治



丙 米子市長 野坂康夫



丙 境港市長 中村勝治

